

広島県告示第二百五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県広島ヘリポートの使用料徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者	名 称	株式会社日本空港コンサル ンツ 代表取締役 松前 真一
住 所		東京都文京区本郷五丁目三三 番一〇号
委託した年月日 (委託期間)		平成二十七年三月二十六日 (平成二十七年四月一日) 平成二十八年三月三十一日
	大成有楽不動産株式会社 代表取締役 林 隆	東京都中央区京橋三丁目一三 番一号